

明 国 諮 第 3 号

2024年(令和6年)1月25日

明石市国民健康保険運営協議会
会 長 片 山 貴 文 様

明石市長 丸 谷 聡 子



令和6年度国民健康保険料における賦課限度額の改正について（諮問）

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条の規定に基づき、明石市国民健康保険事業の運営に関する重要事項として、下記事項について諮問いたします。

記

1 保険料における賦課限度額の改正

国民健康保険料の令和6年度の賦課限度額について、後期高齢者支援金等分を24万円に改正すること。

2 施行予定時期

令和6年4月1日